景品関係

一、札幌上島コーヒー株式会社に対する件

昭和四十八年（排）第十一号

排除命令

札幌市中央区南二十二条西八丁目六百二十五番地の十五
札幌上島コーヒー株式会社
右代表者　代表取締役　石川喜一

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　札幌上島コーヒー株式会社は、昭和四十七年十二月十日から同四十八年一月二十五日までを期間とし、一般消費者を対象に、「ウエシマ・ド・パリ」と称して行なった懸賞による景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に違反したものである旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会

の承認を受けなければならない。

二　同社は、一般消費者を対象に、「ウエシマ・ド・パリ」と称し、昭和四十七年十二月十日から同四十八年一月二十五日までを期間として実施した懸賞による景品類の提供の企画に基づく景品類を供与してはならない。

三　同社は、今後一年間、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考第一項各号のいずれかの方法により景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

四　同社は、第一項に基づいて公示を行なったときは、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　札幌上島コーヒー株式会社（以下「上島コーヒー」という。）は、肩書地に本店を置き、コーヒー豆、紅茶、その他の喫茶材料等の卸売業、飲食業および旅館業を営む事業者である。

二　上島コーヒーは、一般消費者を対象に、「ウエシマ・ド・パリ」と称し、昭和四十七年十二月十日から同四十八年一月二十五日までを期間とし、期間中、上島コーヒー直営の喫茶店等四店舗および同社の関連会社の喫茶店、飲食店等の十三店舗の店内に応募用紙を置き、それに、住所、氏名、年令、職業を記載させたうえ応募させ、応募者のうちから抽せんで三十名をパリ八日間の旅行（一人当り約二十一万円）に招待することを企画し、この企画を実施した。

また、同社は、右企画について、北海道内の取引先喫茶店等および地下鉄車内にポスターを掲出して広告し、官製はがきでも応募できる方法を用いている。

三　しかるに、右懸賞に係る最低の取引の価額は、モーニングコーヒーの八十円であるから、懸賞により提供することのできる景品類の最高額は千六百円である。したがって、前記景品類の価格は、この制限をこえるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、上島コーヒーの行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考第一項第二号に該当する懸賞であって、同制限第一項の規定に違反する。

なお、同社は、直営の喫茶店等四店舗および同社の関連会社の喫茶店、飲食店等の十三店舗の店内に置いた応募用紙による応募と官製はがきによる応募とを併用しているが、このことは、右制限備考第二項の規定により、本件について、右制限備考第一項第二号の規定の適用を妨げるものではない。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十八年五月十六日

公正取引委員会

委員長　高橋俊英

委員　高橋勝好

委員　橋本徳男

委員　呉文二

委員　瀧川正久